

工場等騒音・振動の規制のあらまし

愛知県では、騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例（条例）により、著しい騒音・振動を発生させる施設（特定施設、騒音発生施設、振動発生施設）を設置している工場・事業場（工場等）に対し騒音・振動の大きさの規制が行われています。

事業者は、工場等に新たに騒音・振動の特定施設などを設置しようとする場合、その工事開始の30日前までに必要な事項を市町村長に届け出ることとされています。

なお、市町村長は、工場等から発生する騒音・振動が、規制基準に適合しないことにより、その周辺の生活環境が損なわれると認める場合には、事業者はその事態の除去に必要な騒音・振動の防止方法の改善等について勧告・命令ができます。

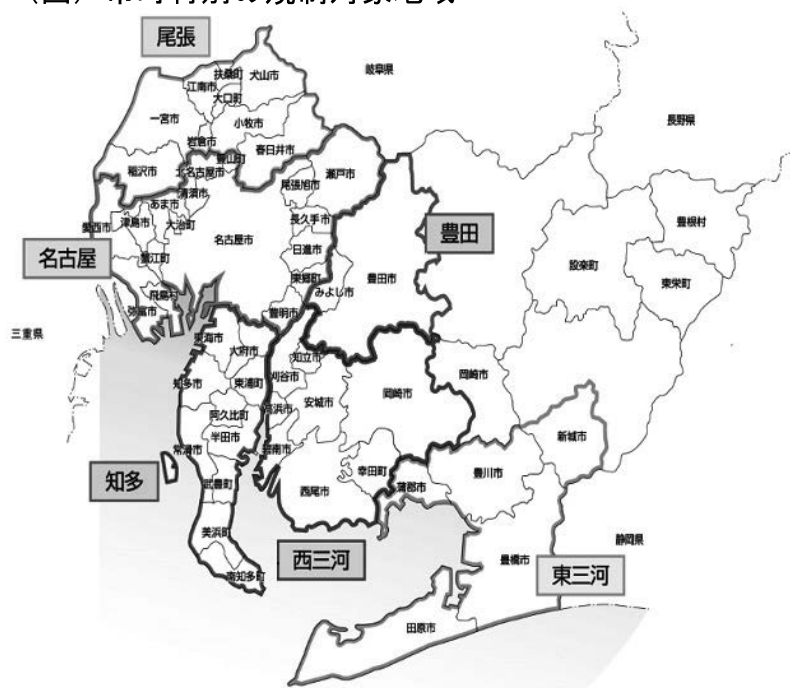
1 規制対象地域

（１）騒音規制法・振動規制法

都市計画法の「工業専用地域」及び「都市計画区域以外の地域」を除く地域が規制対象となります。

なお、規制地域の指定及び規制基準の設定は各市の事務となっています（町村部分は愛知県）。

（図）市町村別の規制対象地域（※）



○規制対象地域となる用途地域等

- ・ 第1種低層住居専用地域
- ・ 第2種低層住居専用地域
- ・ 第1種中高層住居専用地域
- ・ 第2種中高層住居専用地域
- ・ 第1種住居地域
- ・ 第2種住居地域
- ・ 準住居地域
- ・ 田園住居地域
- ・ 近隣商業地域
- ・ 商業地域
- ・ 準工業地域
- ・ 工業地域
- ・ 都市計画区域で用途地域の定めのない地域（市街化調整区域）

※ 規制対象地域内においては工業専用地域を除く。

（２）県民の生活環境の保全等に関する条例

名古屋市を除く県内53市町村のすべての地域が規制対象地域とされています（名古屋市内は市条例が適用されます。）。

したがって、騒音規制法及び振動規制法で規制対象地域から除かれている地域は、この条例の規制対象となります。

2 規制対象施設 (○は全て対象、×は対象外)

区 分		騒 音 規 制 法		振 動 規 制 法		県 民 の 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 する 条 例			
						騒 音		振 動	
施 設 名		種類 の 番 号	原動機の定格出力等 ^(注1)	種類 の 番 号	原動機の定格出力等 ^(注1)	種類 の 番 号	原動機の定格出力等 ^(注1)	種類 の 番 号	原動機の定格出力等 ^(注1)
金 属 加 工 機 械	圧延機械	1ーイ	合計が 22.5kW 以上		×	1ーイ	騒音規制法の条件と同じ		×
	製管機械	1ーロ	○		×	1ーロ	○		×
	ベンディングマシン	1ーハ	ロール式で 3.75kW 以上		×	1ーハ	騒音規制法の条件と同じ		×
	液圧プレス	1ーニ	矯正プレスを除く	1ーイ	矯正プレスを除く	1ーニ	○	1ーイ	○
	機械プレス	1ーホ	呼び加圧能力 294kN 以上	1ーロ	○	1ーホ	騒音規制法の条件と同じ	1ーロ	○
	せん断機	1ーヘ	3.75kW 以上	1ーハ	1kW 以上	1ーヘ	騒音規制法の条件と同じ	1ーハ	振動規制法の条件と同じ
	鍛造機	1ート	○	1ーニ	○	1ート	○	1ーニ	○
	ワイヤーフォーミングマシン	1ーチ	○	1ーホ	37.5kW 以上	1ーチ	○	1ーホ	振動規制法の条件と同じ
	プラスト	1ーリ	タンブラスト以外で密閉式を除く		×	1ーリ	○		×
	タンブラー	1ーヌ	○		×	1ーヌ	○		×
	切断機	1ール	といしを用いるものに限る		×	1ーカ	高速切断機に限る		×
	研磨機		×		×	1ール	合計が 10kW 以上		×
	目立機		×		×	1ーヲ	原動機を用いるものに限る		×
	平削盤		×		×	1ーワ	7.5kW 以上		×
送風機(及び排風機) ^(注2)		2	7.5kW 以上		×	13	3.75kW 以上	13	3.75kW 以上
圧縮機			空気圧縮機で 7.5kW 以上	2	7.5kW 以上 ^(注3)	2	空気圧縮機で 3.75kW 以上	2	3.75kW 以上 ^(注3)
冷凍機			×		×		3.75kW 以上		
土石用又は鉱物用の破砕機・摩砕機・ふるい及び分級機		3	7.5kW 以上	3	7.5kW 以上	3	3.75kW 以上	3	振動規制法の条件と同じ
織機		4	原動機を用いるものに限る	4	原動機を用いるものに限る	4	騒音規制法の条件と同じ	4	振動規制法の条件と同じ
建設用 資材製 造機械	コンクリートプラント	5ーイ	気ほうコンクリートプラントを除き混練容量 0.45m³以上		×	5ーイ	騒音規制法の条件と同じ		×
	アスファルトプラント	5ーロ	混練重量 200kg 以上		×	5ーロ	騒音規制法の条件と同じ		×
	コンクリートブロックマシン		×	5	合計が 2.95kW 以上		×	5	振動規制法の条件と同じ
	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械		×			×	振動規制法の条件と同じ		
穀物用製粉機		6	ロール式で 7.5kW 以上		×	6	7.5kW 以上	11	7.5kW 以上
木 材 加 工 機 械	ドラムバーカー	7ーイ	○	6ーイ	○	7ーイ	○	6ーイ	○
	チップパー	7ーロ	2.25kW 以上	6ーロ	2.2kW 以上	7ーロ	騒音規制法の条件と同じ	6ーロ	振動規制法の条件と同じ
	碎木機	7ーハ	○		×	7ーハ	○		×
	帯のご盤	7ーニ	製材用は 15kW 以上、木工用は 2.25kW 以上		×	7ーニ	騒音規制法の条件と同じ		×
	丸のご盤	7ーホ	製材用は 15kW 以上、木工用は 2.25kW 以上		×	7ーホ	騒音規制法の条件と同じ		×
	かんな盤	7ーヘ	2.25kW 以上		×	7ーヘ	騒音規制法の条件と同じ		×
抄紙機		8	○		×	8	○		×
印刷機械		9	原動機を用いるものに限る	7	2.2kW 以上	9	騒音規制法の条件と同じ	7	振動規制法の条件と同じ
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機			×	8	カレンダーロール機以外で 30kW 以上		×	8	振動規制法の条件と同じ
合成樹脂射出成形機		10	○	9	○	10	○	9	○
鋳造型機		11	ジョルト式のものに限る	10	ジョルト式のものに限る	11	騒音規制法の条件と同じ	10	振動規制法の条件と同じ
ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン			×		×	12	最高出力 37.3kW 以上	12	最高出力 37.3kW 以上
走 行 クレーン	門型走行クレーン		×		×	14ーイ	7.5kW 以上		×
	天井走行クレーン		×		×	14ーロ	7.5kW 以上		×
洗びん機			×		×	15	合計が 7.5kW 以上		×
真空ポンプ			×		×	16	7.5kW 以上		×

注 1) 定格出力は、合計とある施設以外は、複数あるうち最大のものと判断する。

注 2) クーリングタワー等送風機が含まれる施設は送風機の届出が必要。

注 3) 圧縮方式がスクリー式である圧縮機であって環境大臣から型式指定を受けたものを除く。(振動のみ)

注 4) 「定格出力が 3.75kW 以上」とは「定格出力が 5 馬力以上」であることと同等であり、カタログ表記が 3.7kW となっている場合も含む。なお、「7.5kW 以上」は「10 馬力以上」、「37.3kW 以上」は「50 馬力以上」と同等である。

3 届 出

規制対象地域内において、工場又は事業場に新たに規制対象施設を設置しようとするなど下表の事由が生じた場合には、騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき、**市町村長**への届出が義務付けられています。

	事 由	届出の種類	届出の時期	備 考
1	規制対象施設を設置しようとする場合	設置の届出	設置の工事開始日の 30 日前まで	新たに規制対象施設を設置することにより初めて特定工場等となる場合に限る。
2	① 工場等の所在する地域が規制対象地域となった際、そこに規制対象施設を設置している場合 ② 規制対象外施設が規制対象となった際、規制対象地域内にその施設を設置している場合	使用の届出	規制対象地域となった日、又は規制対象施設となった日から 30 日以内	②の場合、既に種類の異なる規制対象施設を設置している場合は 2 の使用の届出ではなく、3 の施設の数等の変更の届出が必要となる。
3	1 又は 2 の届出を行った施設の種類及び能力ごとの数を変更する場合	施設の数等の変更の届出	変更に係る工事の開始の日の 30 日前まで	振動規制法に基づくものについては、規制対象施設の種類ごとの数又はその能力ごとの数を増加させる場合に限る。 それ以外については、能力に関係なく施設の種類ごとの数を直近の届出により届け出た数の 2 倍より大きい数に増加する場合に限る。
4	1 又は 2 の届出を行った施設の使用の方法を変更する場合	施設の使用の方法の変更の届出		振動規制法に基づくものに限る。 また、使用開始時刻の繰り上げ又は終了時刻の繰り下げを伴う場合に限る。
5	1 又は 2 の届出を行った工場等で騒音又は振動の防止の方法を変更する場合	防止の方法の変更の届出		変更により工場等において発生する騒音又は振動の大きさが増加する場合に限る。
6	① 届出者の氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）又は住所の変更があった場合 ② 工場等の名称又は所在地の変更があった場合	氏名の変更等の届出	変更の日から 30 日以内	
7	規制対象施設をすべて廃止した場合	施設使用全廃の届出	廃止した日から 30 日以内	
8	届出を行った者から規制対象施設のすべてを譲り受け、借り受けた場合、又は相続、合併、分割があった場合	承継の届出	承継があった日から 30 日以内	

(注) 騒音関係、振動関係はそれぞれについて届出が必要である。法と条例の関係は、法が優先し、法に基づく届出がなされる場合には、条例に基づく届出は不要となる。

4 規制基準

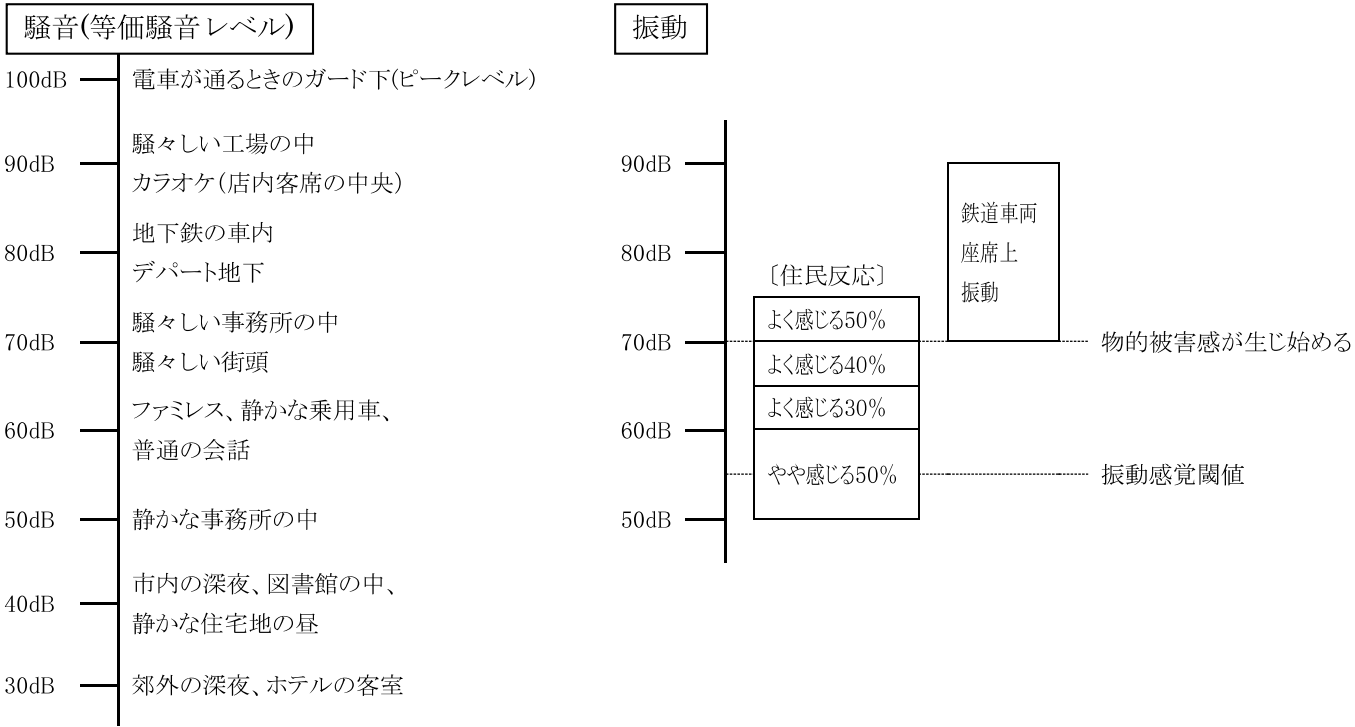
騒音・振動の規制基準として、規制対象施設を設置する工場等の敷地境界における大きさの許容限度が次のとおり定められています。

なお、事業者はその規制基準を守ることが義務付けられています。 (単位：デシベル)

時間の区分 地域の区分	騒 音			振 動	
	昼 間	朝・夕	夜 間	昼 間	夜 間
	8 時～19 時	6 時～8 時 19 時～22 時	22 時～ 翌日の 6 時	7 時～20 時	20 時～ 翌日の 7 時
第 1 種低層住居専用地域・第 2 種低層住居専用地域・ 第 1 種中高層住居専用地域・第 2 種中高層住居専用地 域・田園住居地域	4 5	4 0	4 0	6 0	5 5
第 1 種住居地域・第 2 種住居地域・準住居地域	5 0	4 5	4 0	6 5	5 5
近隣商業地域・商業地域・準工業地域	6 5	6 0	5 0	6 5	6 0
都市計画区域で用途地域の定められていない地域（市 街化調整区域）	6 0	5 5	5 0	6 5	6 0
工業地域	7 0	6 5	6 0	7 0	6 5
工業専用地域	7 5	7 5	7 0	7 5	7 0
都市計画区域以外の地域	6 0	5 5	5 0	6 5	6 0

- 備考 1) **騒音関係**では、近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域・工業専用地域・都市計画区域で用途地域の定められていない地域（市街化調整区域）・都市計画区域以外の地域について、**振動関係**では、工業地域・工業専用地域について、当該地域内の学校、保育所、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50m の範囲内の基準は上の表の値から 5 デシベルを減じた値とする。
- 2) 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域又は田園住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の境界線から工業地域又は工業専用地域内へ 50m の範囲内の基準は上の表の値から 5 デシベルを減じた値とする。（1）の適用を受ける区域は除く。）

○身近な騒音・振動の大きさ



5 騒音・振動対策の留意点

騒音

- 特定施設等は、低騒音型の機種を選定するほか、給排気を伴う場合は、出入口や配管部分の騒音対策を行うこと。
- 特定施設等について、覆い等の遮音や吸音処理に努めること。
- 建屋は施設に適した建築構造とし、建屋内の施設の配置にも注意すること。
- 屋根・壁の遮音性をよくし、遮音上の問題となる開口部や隙間に注意すること。
- 壁、天井の吸音処理に努めること。
- 周辺の民家等を考慮し、敷地内の建物、屋外施設を設置し、必要に応じて防音壁を設けること。

振動

- 特定施設等は、低振動型の機種を選定するほか、共振動状態が発生しないように注意すること。
- 振動の伝搬を抑えるため、基礎の質量を大きくするとともに、弾性体（ばね）等により防振すること。
- 特定施設等は、周辺民家との距離、配置関係に注意すること。

6 その他騒音・振動の規制

その他騒音・振動の規制として、条例で次の規制が行われています。

（１）作業騒音の規制

作業騒音の規制は、著しい騒音を発生する作業内容に着目して、事業者規制基準（４の規制基準に同じ）の遵守を定めています。

〈 表 騒音の規制を受ける作業 〉

○ 板金、製かん ○ 鉄骨、橋りょうの組立（建設の現場作業を除く） ○ 金属材料の引抜き ○ 鍛 造 ○ 電気・ガス溶接、金属切断 ○ 電動・空気動力工具を使用する金属研磨、切削、びょう打ち	○ 音響発生機器（楽器を含む）の組立、試験、調整 ○ 内燃機関の試験、調整 ○ 工業用ミシンの使用 ○ 木材の切削等の加工 ○ 原木、原紙、鉄材等重量物の積込み、積卸し ○ 貨物の搬入、搬出 ○ 建設用重機械の使用（建設の現場作業を除く）
---	---

（２）相当程度の騒音・振動発生施設の規制

相当程度の騒音・振動を発生する施設として、「原動機の定格出力 0.75kW 以上の送風機、排風機、圧縮機及び冷凍機」を指定し、事業者規制基準（４の規制基準に同じ）の遵守を定めています。

7 市町村連絡先一覧 (令和8年1月1日現在)

	市町村名	課名等	連絡先		市町村名	課名等	連絡先
あ	愛西市	環境課	0567-55-7114		田原市	環境政策課	0531-23-3541
	阿久比町	環境課	0569-48-1111		知多市	環境政策課	0562-36-2660
	あま市	環境衛生課	052-444-3132		知立市	環境課	0566-95-0154
	安城市	環境都市推進課	0566-71-2206		津島市	生活環境課	0567-55-9368
	一宮市	環境保全課	0586-45-7185		東栄町	生活環境課	0536-76-0504
	稲沢市	環境保全課	0587-36-3710		東海市	生活環境課	052-613-7696
	犬山市	環境課	0568-44-0345		東郷町	環境課	0561-56-0729
	岩倉市	環境政策課	0587-38-5808		常滑市	生活環境課	0569-47-6115
	大口町	環境対策室	0587-95-1613		飛島村	保健環境課	0567-52-1001
	大治町	産業環境課	052-444-2711		豊明市	環境課	0562-92-1113
	大府市	環境課	0562-85-5335		豊川市	環境課	0533-89-2141
	岡崎市	環境保全課	0564-23-6194		豊田市	環境保全課	0565-34-6628
	尾張旭市	環境課	0561-76-8136		豊根村	生活課	0536-85-1315
か	春日井市	環境保全課	0568-85-6217		豊橋市	環境保全課	0532-51-2388
	蟹江町	環境課	0567-95-1111		豊山町	住民課	0568-28-0916
	蒲郡市	環境清掃課	0533-57-4100	な	長久手市	環境課	0561-56-0612
	刈谷市	環境推進課	0566-62-1017		名古屋市	大気環境対策課	052-972-2674
	北名古屋市	環境課	0568-22-1111		西尾市	環境保全課	0563-65-3881
	清須市	生活環境課	052-400-2911		日進市	環境課	0561-73-2883
	幸田町	環境課	0564-63-5146	は	半田市	環境課	0569-21-4001
	江南市	環境課	0587-54-1111		東浦町	環境課	0562-83-3111
	小牧市	環境対策課	0568-76-1136		扶桑町	環境課	0587-92-4112
	設楽町	生活課	0536-62-0522		碧南市	環境課	0566-95-9900
さ	新城市	環境政策課	0536-23-7690	ま	南知多町	まちなみ環境課	0569-65-0711
	瀬戸市	環境課	0561-88-2670		美浜町	環境課	0569-82-1111
た	高浜市	経済環境グループ	0566-95-9519		みよし市	生活環境課	0561-32-8018
	武豊町	環境課	0569-72-1111	や	弥富市	環境課	0567-65-1111

※お問い合わせ相談等は、管内の市町村へご連絡ください。

発行

愛知県 環境局 環境政策部 水大気環境課

生活環境地盤対策室 生活環境グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 ☎052-954-6214 (ダイヤルイン)